

払戻し実施のお知らせ

このたび、「福岡町共通商品券」は、令和3年3月31日をもって、店頭でのご利用を終了させていただきました。

《未使用商品券の取扱いについて》

上記ご利用終了日経過後の「福岡町共通商品券」について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、高岡市商工会は払戻し手続きを行いますので、未使用の当該商品券をお持ちのお客様は期間内にお申し出頂きますようお願いいたします。

払戻し期間	令和3年4月1日(木)～令和3年6月30日(水) 午前8時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く) 払戻し期間にお手続きされない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。
申し出及び払戻し方法	商品券をご持参の上、所定用紙(裏面が使えます)に必要事項をご記入ください。後日ご指定の口座へ振込いたします。
提出先	高岡市商工会福岡支所

対象となる
商品券



※なお、偽造されたもの、破損により商品券番号の照会ができないもの、3分の1が滅失しているものは、払戻しが出来ませんのでご注意ください。

令和 3 年 月 日

住所		〒 -	
お名前		電話番号	
振込先	金融機関名	支店名	
	口座種別	1.普通 2.当座 (いずれかに○)	口座番号 (右詰め)
	フリガナ		
口座名義			
1,000円券		枚	円

【注意事項】

- 払戻受付期間終了後(令和3年7月1日以降)は、払戻いたしかねます。
- 以下の商品券は、払戻しできません。
 - ①使用済みの商品券
 - ②偽造又は変造されている商品券
 - ③破損により商品券番号の照会が出来ない商品券
 - ④3分の1が滅失している商品券
- 記載に不備もしくは券の間違い、記載料金と券の相違等の場合はご返送いたします。
- 本手続きにより得た個人情報は、本目的以外には使用いたしません。